

高砂市自治会支援アプリ導入等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会活動のICT化を促進し、持続可能な地域運営体制の整備に寄与するため、自治会支援アプリの導入及びその活用を図ろうとする自治会に対し、高砂市自治会支援アプリ導入等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会支援アプリ スマートフォン等のアプリケーションを用いて、自治会の会員である住民に対して情報を伝達し、共有するコミュニケーションのためのツールをいう。
- (2) 自治会 高砂市連合自治会、高砂市地区連合自治会又は高砂市単位自治会をいう。
- (3) 補助事業 自治会支援アプリの導入及びその活用を図ろうとする自治会の当該導入及び運用等に係る事業をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、自治会支援アプリの導入及びその活用を図ろうとする自治会とする。この場合において、単一の世帯により構成される団体は、補助対象団体としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会支援アプリの導入に係る初期費用
- (2) 自治会支援アプリの運用に係る経費（基本料金、利用料等）
- (3) 自治会支援アプリの活用を推進することを目的とした研修等の開催に要する経費

(補助上限額等)

第5条 補助対象団体ごとの補助率及び補助上限額は、別表に定めるとおりとする。

2 自治会支援アプリの基本料金及び利用料に係る補助金の交付の対象となる期間は、

当該補助金を最初に交付した日の属する年度から起算して5年目の年度の末日までとする。

3 同一団体に対する前条第1号及び第3号に掲げる補助対象経費に係る補助金の交付は、それぞれ1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会は、高砂市自治会支援アプリ導入等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に対しその指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 高砂市自治会支援アプリ導入等事業計画書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、高砂市自治会支援アプリ導入等補助金交付決定通知書(様式第3号)を当該申請した自治会に交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による決定に当たり、必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(補助事業の中止又は変更)

第8条 前項第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた自治会(以下「補助団体」という。)は、補助金の交付の決定後において、当該補助事業を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助団体は、補助事業を完了したときは、高砂市自治会支援アプリ導入等補助金実績報告書(様式第4号)に、当該補助事業に係る領収書又は支払証明書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、高砂市自治会支援アプリ導入等補助金確定通知書(様式第5号)を当該補助団体に交付するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助団体は、前条の規定による確定通知を受けたときは、高砂市自治会支援アプリ導入等補助金請求書(様式第6号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、高砂市自治会支援アプリ導入等補助金請求書の提出があったときは、補助団体に補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、原則として、補助団体からの請求に基づき、当該補助団体名義の口座に振り込む方法により行うものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第7条第3項の規定により付けた条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

区分	補助対象団体	補助率	補助上限額	備考
自治会支援 アプリ導入 初期費用	市連合自治会	100%	198,000円	1団体当たり1回 限りとする。 備品購入費は、補 助対象経費としな い。
	地区連合自治会 単位自治会	100%	1団体当たり66,000円	
自治会支援 アプリ基本 料金	市連合自治会	100%	39,600円	最長5年間交付で きるものとし、年度 ごとに申請を要す ものとする。
	地区連合自治会 単位自治会	100%	一の年度につき次に掲げる区分 による。 1 登録世帯数が29以下 1,320 円 2 登録世帯数が30以上99以 下 3,960円 3 登録世帯数が100以上199 以下 7,920円 4 登録世帯数が200以上299 以下 13,200円 5 登録世帯数が300以上599 以下 26,400円 6 登録世帯数が600以上899 以下 39,600円 7 登録世帯数が900以上 1,199以下 52,800円 8 登録世帯数が1,200以上 1,499以下 66,000円 9 登録世帯数が1,500以上	

			<p>1,799以下 79,200円</p> <p>10 登録世帯数が1,800以上 2,099以下 92,400円</p> <p>11 登録世帯数が2,100以上 2,399以下 105,600円</p> <p>12 登録世帯数が2,400以上 2,699以下 118,800円</p> <p>13 登録世帯数が2,700以上 2,999以下 132,000円</p> <p>14 登録世帯数が3,000以上 3,299以下 145,200円</p> <p>15 登録世帯数が3,300以上 3,599以下 158,400円</p> <p>16 登録世帯数が3,600以上 3,899以下 171,600円</p>	
自治会支援 アプリ利用 料	市連合自治会	100%	一の年度につき次の算式によつて算定した額 利用ID数×110円×12か月分	最長5年間交付できるものとし、年度ごとに申請を要するものとする。
	地区連合自治会 単位自治会	100%	一の年度につき次の算式によつて算定した額 利用ID数×11円×12か月分	
自治会支援 アプリ利用 推進研修等 開催経費	市連合自治会	100%	110,000円	最長5年間交付できるものとし、年度ごとに申請を要するものとする。

	地区連合自治会 単位自治会	100%	1 団体当たり33,000円	1 団体当たり 1 回 限りとする。 備品購入費は、補 助対象経費としな い。
--	------------------	------	----------------	---